



令和元年8月16日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

**今年度から補助対象を「飼い猫」まで拡大！**

## **野良猫も飼い猫も 不妊去勢手術に補助金が出ます**

市では、飼い主のいない猫（野良猫）によるトラブルや苦情を防ぎ、人と猫が共生できるまちをつくるため、野良猫の不妊去勢手術に対する補助制度を実施してきました。野良猫による近隣トラブルを防ぐためには、手術をし、猫の数を増やさないことが重要です。

そこで、今年度より補助対象を市内の飼い猫まで広げました。手術をしていない飼い猫が家の外に出て繁殖することや、家のなかで繁殖を繰り返して多頭飼育崩壊に陥ることを防ぐことが目的です。

また、不妊去勢手術をするために、市内に生息する猫を病院に運んだところ、すでに手術済みだった場合、耳カット（手術済の印）をすれば、その麻酔代も対象となりました。年度内の手術であれば、いつでも申請できます。ただし、予算に達した時点または年度末で受付は終了します。

手術のための猫の捕獲については、問い合わせ先までご相談ください。  
ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

### 記

- 1. 対象** 市内在住・在勤の個人または市内で活動する団体
- 2. 補助金額**
  - 市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術：5千円
  - 飼い猫の不妊去勢手術：3千円
  - 耳カットのための麻酔：3千円※手術を実施した動物病院は、市内・市外を問いません。
- 3. 申請方法** 手術実施後、各種申請書類等に必要事項を記入し、問い合わせ先まで直接ご提出ください。  
※申請に関する手引きや申請書類は、問い合わせ先で配布するほか、市ホームページ「猫の不妊去勢手術当補助制度について」からダウンロードできます。

問い合わせ

国立市生活環境部環境政策課環境政策係

TEL：042-576-2111（内線135・136）